

労務費に関する基準の作成・勧告 に係るこれまでの取組

- ガイドライン類の整備 (p.2)
- 建設技能者を大切にする企業の自主宣言の創設 (p.6)
- 「みらいエコ住宅2026事業」における担い手確保に向けた取組推進の要件化 (p.8)
- 建設Gメンによる調査の取組 (p.10)
- CCUSレベル別年収の改定 (p.12)
- コミットメント条項の導入 (p.16)
- 改正法による新たなルールの周知措置 (p.17)

- 改正建設業法の「労務費に関する基準」に関連する規定等の施行と併せて、その円滑な運用に向け、以下のガイドライン類を新規作成又は改正した。
- これらの活用により、建設Gメンや許可行政庁による調査・監督等の実効性を確保し、向上を目指す。

新規作成

- 「労務費に関する基準の運用方針」 (令和7年12月公表) (p.3)
- 「建設工事の見積書様式例 徹底書き方ガイド (運用編)」 (令和8年3月公表) (p.4)
- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」
(令和7年12月公表) (p.5)

改正

- 「元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン」 (令和8年1月改定)
- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」 (令和8年1月改定)
- 「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」 (令和7年12月改定)
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」 (令和7年12月改定)

「労務費に関する基準」の運用方針について

- 労務費に関する基準の勧告とあわせ、国土交通省において、本基準に基づく価格交渉時の留意点等の詳細を整理した「『労務費に関する基準』の運用方針」を提示。
- 本基準において位置づけられた適正な労務費が請負契約において適切に確保されるよう、労務費等を内訳明示した見積書の提出・尊重等の、「基準」「運用方針」等に沿った新たな商習慣の定着を図る。

運用方針の構成

○「労務費に関する基準」に基づく取引について、計71の運用方針を提示

① 基準に関する基本的な考え方・取扱い (方針1～15)

- ・・・「通常必要と認められる労務費（基準値）」と異なる額での見積りの取扱いについて
- ・・・精算を行うことに係る考え方について 等

② 受注者の対応 (方針16～24)

- ・・・受注者が、再下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて 等

③ 注文者の対応 (方針25～35)

- ・・・注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について 等

④ 発注者-元請（総合工事業者）間の見積り・契約における対応 (方針36～56)

- ・・・民間発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか
- ・・・発注者は見積期間をどのように確保すべきか
- ・・・元請（総合工事業者）が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしなければならないのか。等

⑤ コミットメント制度における取扱い (方針57～71)

- ・・・コミットメント制度のメリットについて 等

○専門工事業者向けに労務費・必要経費等を内訳明示した見積書の様式例（詳細版・簡易版）及びその記載要領（「書き方ガイド」）を提示

⇒見積書様式例については、各専門工事職種の取引の事情に応じ、専門工事業者団体においてアレンジして活用可能

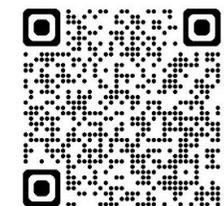


別紙03

【専門工事業者向け】建設工事の見積書様式例

徹底 書き方ガイド

↓運用方針はコチラのページから↓



「労務費に関する基準ポータルサイト」3

- 建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な労務費の確保・行き渡りを図るべく、令和6年6月に第三次・担い手3法が改正された。
- 公共工事においては、令和7年12月12日に完全施行された、入契法第12条及び第13条の規定により、公共工事の入札時に応札者は、労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、公共発注者は提出された書類内容の確認等必要な措置を講じなければならない。
- 公共発注者は入札金額の内訳の記載内容を確認することになるが、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」である。
- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン」は、「労務費ダンピング調査」の対象となる内容の概説や、使用する入札金額の内訳の事例及び具体的な実施方法について留意点をまとめた内容である。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

(入札金額の内訳の提出) ※改正部分(赤下線)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務) ※改正無し

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則(令和六年国土交通省省令第百五号)

(適正な施工を確保するために不可欠な経費) 規定(赤下線)

第一条 一 法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)

二 安全衛生経費(平成二八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)

三 建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金

建設技能者を大切にする企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)について

- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、**改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。



■ 参加の流れ

1. **立場選択** : ①元請事業者、②下請事業者、③発注者
2. **項目検討** : 必須項目、任意項目について対応検討
3. **申請** : 1. 2. を以て国交省に申請
4. **公表** : 国交省HPに掲載

■ 効果

宣言企業は、

- 国交省HPで公開される
- シンボルマークの使用が可能となる
- 経営事項審査における加点等のインセンティブ



- ✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
- ✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

■ 宣言項目

		元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等		元請事業者から提出される、労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
	宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。		
任意	その他	例) ・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと 等		

■ 宣言状況 (R8.2末 現在)

計 : 953社

経営事項審査の改正について

『建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度』の宣言の有無（新設）

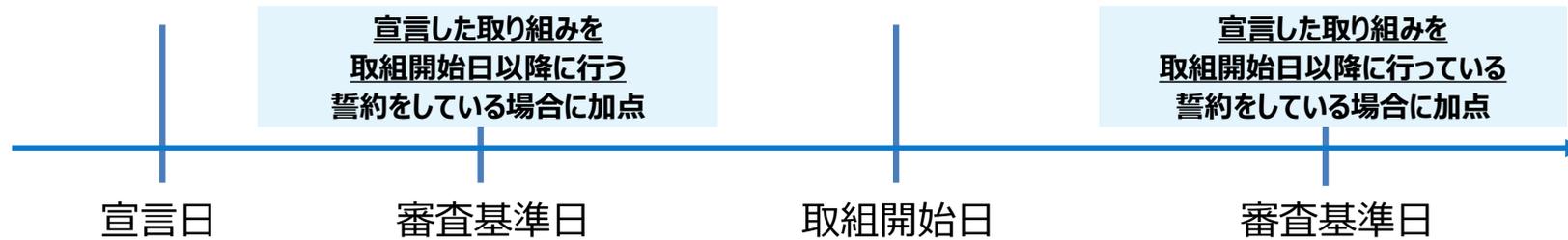
- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にせる企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言状況の評価することとした。
- あわせて、「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

【加点措置の要件】

- ・ 審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

- ・ 自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約



審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点 (新設)

みらいエコ住宅2026事業(Me住宅2026)の概要

令和7年度補正予算・
令和8年度当初予算等
2,500億円 ※GX経済移行債を含む。

みらいエコ住宅
2026事業



1 制度の目的

○ 2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する良質なストック形成を図るため、「ZEH水準住宅」や「長期優良住宅」の新築、特に高い省エネ性能等を有する「GX志向型住宅」の新築及び省エネ改修等への支援を実施し、物価高の影響を受けやすい住宅分野の省エネ投資の下支えを行う。

2 補助対象

▶ 補正予算案の閣議決定日(令和7年11月28日)以降に、工事着手したものの(新築の場合は基礎工事に着手、リフォームの場合はリフォーム工事に着手)に限る。

住宅※1,2の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)

対象世帯	対象住宅	補助額 ()は1~4地域
すべての世帯	GX志向型住宅※3	110万円/戸 (125万円/戸)
子育て世帯 または 若者夫婦世帯	長期優良住宅※3,4	75万円/戸 (80万円/戸)
	古家の除却を行う場合※5	95万円/戸 (100万円/戸)
	ZEH水準住宅※3,4	35万円/戸 (40万円/戸)
	古家の除却を行う場合※5	55万円/戸 (60万円/戸)

各対象住宅の要件		GX志向型住宅※6	長期優良住宅・ZEH水準住宅
断熱性能		等級6以上	等級5以上
一次エネルギー消費量の削減率	再エネを除く	35%以上(一次エネ等級8)	20%以上(一次エネ等級6以上)
	再エネを含む	原則100%以上※7	
高度エネルギーマネジメント		HEMS※8の設置等	

※1: 対象となる住戸の床面積は50㎡以上240㎡以下とする。

※2: 以下の住宅は、原則対象外とする。

- ① 「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に立地する住宅
- ② 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
- ③ 「市街化調整区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）」に立地する住宅
- ④ 「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）」かつ「災害危険区域」に立地する住宅

※3: GX志向型住宅は環境省において実施、「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」は国土交通省において実施。

※4: 賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。

※5: 住宅の新築にあわせ、建替前に居住していた住宅など建築主(その親族を含む)が所有する住宅を除却する場合。

※6: 建築事業者がGXの促進に対する協力について表明等(温室効果ガスの排出削減のための取組の実施、省エネ性能を満たす住宅の供給割合の増加など)することとする。

※7: 戸建住宅、共同住宅の別に応じて、基準値はそれぞれ下表のとおりとする。

【戸建住宅(立地)】

右記以外の地域	寒冷地 又は 低日射地域	都市部狭小地等 又は 多雪地域
100%以上	75%以上	要件なし

【共同住宅(階数)】

1~3	4・5	6以上
75%以上	50%以上	要件なし

※8: 他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要。(接続の是非は居住者の判断)

既存住宅※9のリフォーム※10

対象住宅※11	改修工事	補助上限額※12
平成4年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限: 100万円/戸
	平成11年基準相当に達する改修	上限: 50万円/戸
平成11年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限: 80万円/戸
	平成11年基準相当に達する改修	上限: 40万円/戸

補助対象工事

必須工事	開口部、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、エコ住宅設備の設置の組合せ※13
付帯工事※14	子育て対応改修、バリアフリー改修等

※9: 賃貸住宅や、買取再販事業者が扱う住宅も対象に含まれる。

※10: 「先進的窓リノベ事業」、「給湯省エネ事業」及び「賃貸給湯省エネ事業」(これらを総称して「連携事業」という。)との**ワンストップ対応**を実施し、併せて実施することが可能。

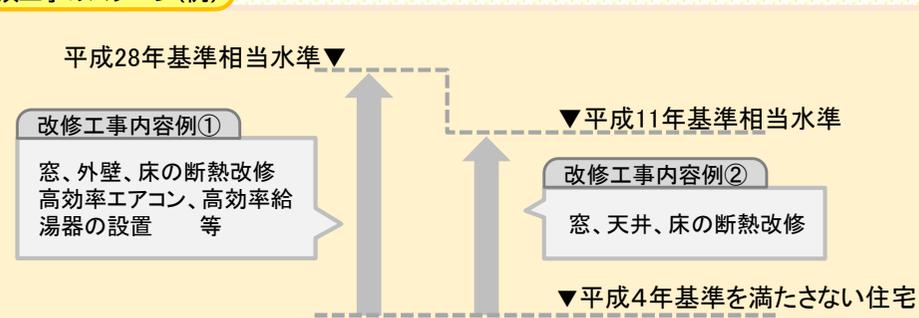
※11: 「平成4年基準を満たさないもの」とは平成3年以前に建築された住宅など、「平成11年基準を満たさないもの」とは平成10年以前に建築された住宅などが該当する。

※12: 補助額はリフォーム工事の内容に応じて定める額を合算した額。

※13: 「『リフォーム前の省エネ性能』と『リフォーム後の省エネ性能』に応じた改修部位や設備の組合せ」をあらかじめ指定・公表する。

※14: 補助対象となるのは必須工事を行う場合に限る。なお、連携事業は必須工事とみなす。

必須工事のパターン(例)



「みらいエコ住宅2026事業」における担い手確保に向けた取組推進の表明

概要

- 近年の住宅分野においては、「**建設技能者（大工就業者）**」の**減少・高齢化が顕著**であることから、今後、住宅建設のインフラそのものが維持できなくなるおそれ。
- こうした現状を踏まえ、**建設技能者の技能・経験に応じた処遇改善**を進め、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる環境づくりや、②技能者を育成する企業に人が集まる業界への成長を促すことで、**持続可能な住宅生産の体制づくり**を図る。
- 具体的な手立てとして、多数の住宅事業者が参加することが見込まれる「みらいエコ住宅2026事業」において、**事業者登録の要件**として、「**担い手確保に向けた取組推進の表明**」を求めることとする。

大工就業者の現状と将来予測

	2000年	2020年	2035年
大工就業者	65万人	30万人	15万人
高齢化率	22%	40%	41%

項目	選択肢
1. 今後の取組の姿勢（宣言）	
○「就労・育成環境の改善」及び「技能者の技能や経験に応じた処遇の確保」に取り組む	（宣言） ※必須
2. 現状と今後の取組予定（報告） ※回答内容は交付可否に無関係	
(1) 就労・育成環境の改善	
①就労環境の改善（正規雇用、週休二日、退職金など）	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
②育成環境の改善（自社の訓練プログラム、職業訓練校、団体共同研修など）	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
③一人親方に対する「働き方自己診断チェックリスト」の活用推進	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
④女性技能者への配慮（快適トイレ、更衣室の設置など）	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
⑤その他【自由記載】	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
(2) 技能者の技能や経験に応じた処遇の確保	
①就業履歴の蓄積（建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用など）	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
②就業履歴・資格を踏まえた処遇（レベルを考慮した給与設定、CCUSレベル別年収の適用など）	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
③「労務費に関する基準」を踏まえた下請けに対する適正な労務費の支払い	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
④「職人いきいき宣言※」への参加	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
⑤資格取得に対する助成	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
⑤その他【自由記載】	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし

「労務費に関する基準」に関連した建設業法令遵守の対応

改正建設業法の全面施行を受けて講じた措置

建設業法令遵守ガイドラインの改訂

改正建設業法において新たに規定された各種規制事項について、元請下請問および発注者受注者の各法令遵守ガイドラインを改訂。

主な改訂内容

- ◆ 通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれとなる見積りのやりとり
- ◆ 書面契約の取り交わしの再徹底等
- ◆ 受注者による通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期の禁止
- ◆ 受注者による通常必要と認められる原価に満たない金額の請負契約の禁止
- ◆ 請負契約における賃金・労務費の適正な支払いに係るコミットメント条項
- ◆ 取適法改正に伴う所要の改正

通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集

建設Gメンによる調査において、通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれとなるような、不適正な見積りのやりとりによる取引行為を類型化し、「取引事例集」として公表。

不適正な取引行為類型

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 単価を見直さない据え置き | ④ 相見積等を基にした指値 |
| ② 一律一定比率等の減額 | ⑤ 取引関係維持等を意図した減額 |
| ③ 予算額を前提とした指値 | ⑥ 工事条件を考慮しない価格設定 |

「駆け込みホットライン」の情報収集フォームの開設

「駆け込みホットライン」は、これまでは電話による情報提供の方法が中心であり、通報内容のやり取りをするために要する時間や通話費用など通報者への負担となっていた。

今般の情報収集フォームの開設により、通報対象となる違反事項をリストから選択できるようにする等の工夫により、通報に要する時間を短縮する改善が図られ、違反情報の提供を行いやすい環境を整えた。



建設Gメンと関係省庁の連携強化

中小企業庁との連携（取引Gメンとの情報連携）



中小企業庁による「価格交渉促進月間フォローアップ調査」の結果公表について、「発注者リスト(※)」に掲載された建設業者に対する調査の端緒として活用する。また、取引Gメンとの情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※「発注者リスト」とは、当該調査において10社以上の中小受託事業者から主要な取引先として挙げられた事業者について、取引先との価格交渉、価格転嫁等の状況に関する評価結果を中小企業庁が公表したものを。

厚生労働省との連携



建設Gメンが法令違反の疑いがある建設業者に対して調査を行う際、必要に応じて労働基準監督署の同行を求める等の取り組みを引き続き実施するとともに、情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※引き続き各都道府県労働局が主催する建設業関係労働時間削減推進協議会などの機会を活用し、全面施行された改正建設業法及び労務費に関する基準の周知を行うなど、法令遵守の啓発活動における連携を継続する。

- 建設Gメンが下請取引等実態調査や駆け込みホットラインなどの端緒情報（うち技能者の処遇に影響を及ぼすおそれがあるような不適正な取引に関する情報は約500件程度）をもとに、929事業者に対する調査等、うち不正行為やそのおそれが確認された604事業者に対して指導、助言等を実施。
- 建設Gメンによる建設工事の請負契約に関する状況等の調査を通じ、技能者の処遇に影響を及ぼすような不適正な取引のおそれに対する指導等を行った主な内訳として、見積内訳明示・条件提示不備等：457件、契約書記載不備等：428件、価格転嫁（金額変更に関する定めの不備等）：166件などが挙げられる。

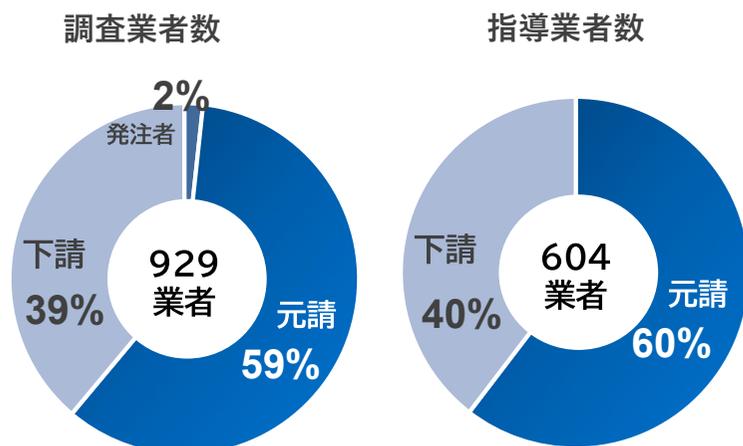
1.調査件数等の内訳

【調査：929事業者】

- ・ 発注者 16事業者
- ・ 元請事業者：552事業者
- ・ 下請事業者：361事業者

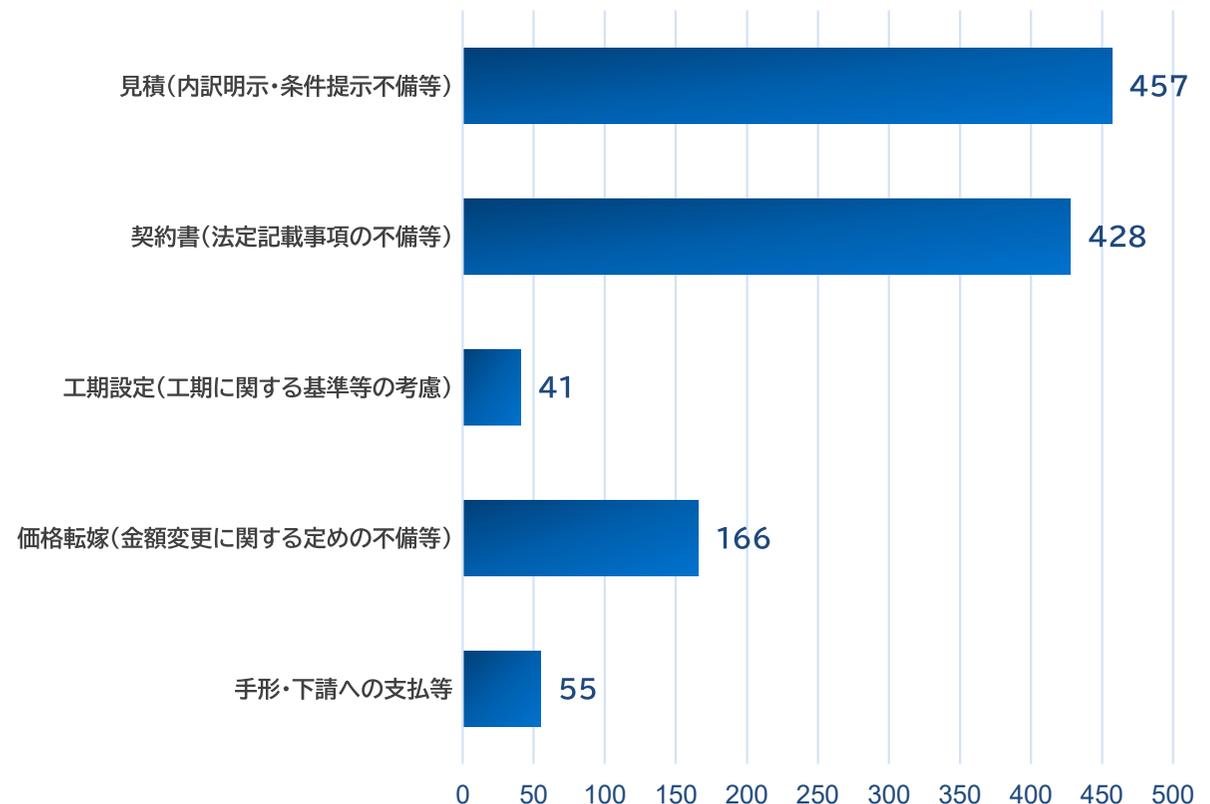
【指導、助言等：604事業者】

- ・ 発注者 0事業者
- ・ 元請事業者：365事業者
- ・ 下請事業者：239事業者



2.主な指導等の内訳

※1社において複数事項で指導していることがあるため、業者数と一致しない。



※調査件数は1社に対して複数回行っている場合があるため延べ数となる。

※指導件数には、法未施行の規定に係る指導を含む

- ① **ブロック別にレベル別年収を算出**
(前回: 全国一律⇒今回: ブロック別)
- ② **前回以降新たに認定された能力評価分野等(11分野)を追加**
(前回公表: 32分野⇒今回: 43分野)
- ③ **最新の公共工事設計労務単価を適用**
(前回: 令和5年3月単価⇒今回: 令和7年3月単価)
- ④ **公表の対象を「標準値」(従前の「下位」)及び「目標値」に限定(従前の「中位」)するとともに、「目標値」を「中位値以上」と標記**

CCUSレベル別年収の概要①(令和7年12月改定)

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別 (全 分 野) (年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

		レベル1(単位:万円) (標準値~目標値)	レベル2(単位:万円) (標準値~目標値)	レベル3(単位:万円) (標準値~目標値)	レベル4(単位:万円) (標準値~目標値)
全	国	385 ~ 523以上	420 ~ 587以上	444 ~ 645以上	550 ~ 719以上
北	海 道	356 ~ 483以上	388 ~ 543以上	411 ~ 597以上	508 ~ 665以上
東	北	412 ~ 559以上	449 ~ 628以上	475 ~ 690以上	588 ~ 769以上
関	東	412 ~ 559以上	449 ~ 628以上	476 ~ 691以上	588 ~ 769以上
北	陸	391 ~ 532以上	427 ~ 597以上	452 ~ 657以上	559 ~ 732以上
中	部	408 ~ 555以上	446 ~ 623以上	472 ~ 685以上	584 ~ 763以上
近	畿	378 ~ 513以上	413 ~ 577以上	437 ~ 634以上	540 ~ 706以上
中	国	329 ~ 447以上	359 ~ 502以上	380 ~ 552以上	470 ~ 615以上
四	国	351 ~ 477以上	383 ~ 535以上	405 ~ 589以上	501 ~ 656以上
九	州・沖縄	365 ~ 496以上	399 ~ 557以上	422 ~ 613以上	522 ~ 683以上
参考①	特殊作業員	404 ~ 544以上	443 ~ 612以上	449 ~ 662以上	569 ~ 744以上
参考②	普通作業員	342 ~ 462以上	375 ~ 519以上	381 ~ 562以上	483 ~ 631以上

<試算条件> ・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成

・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)

・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。



今般の新労務単価に対応した、「CCUSレベル別年収」及び「労務費の基準値」の改定を、近日中に実施予定

CCUSレベル別年収の概要②(令和7年12月改定)

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

全国 (公表43分野)(年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (標準値～目標値)	レベル2 (目標値)	レベル3 (目標値)	レベル4 (標準値～目標値)
3,850,000～5,230,000円以上	5,870,000円以上	6,450,000円以上	5,500,000～7,190,000円以上

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (標準値～目標値)	能力評価分野	レベル4 (標準値～目標値)
電気工事	5,660,000円～7,390,000円以上	型 枠	5,910,000円～7,730,000円以上
建設塗装	6,000,000円～7,890,000円以上	配 管	5,450,000円～7,120,000円以上
左 官	5,770,000円～7,580,000円以上	と び	5,820,000円～7,610,000円以上
機械土工	5,910,000円～7,730,000円以上	建築大工	5,670,000円～7,420,000円以上
鉄 筋	5,880,000円～7,690,000円以上	土 工	5,690,000円～7,440,000円以上

<試算条件>・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。

【参考】CCUSレベル別年収の概要

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

全国（公表32分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

<試算条件>
 ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は平均、「下位」の値は下位15%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）
 ・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

民間(七会)連合協定工事請負契約約款の改正(コミットメント条項の追加)

- 建設工事標準請負契約約款の改正(令和7年12月12日中央建設業審議会勧告)を受け、同日、民間(七会)連合協定工事請負契約約款が改正
- 同約款においては、標準約款における コミットメント条項(B) を 選択的条項ではなく既定の条項として追加

民間(七会)連合協定工事請負契約約款(抄)

第4条の2 適正な労務費の確保等

(1) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

(2) 発注者は、本条(1)の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

(3) 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- a. 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
- b. 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を下請負人に支払うものとする。

(4) 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定め、次に掲げる書面の提出を請求することができる。

- a. 本条(3)aの賃金を支払った旨の誓約書
- b. 受注者と下請負人との間の契約書の本条(3)bの支払に関する部分の写し等

(5) 受注者は、本条(4)の規定による請求があったときは、同項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(参考) 民間建設工事標準請負契約約款(甲)(抄)

(適正な労務費の確保等)

第四条の二(B) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

[注] 第四条の二は(A)又は(B)を使用し、使用しない場合は削除する。

<民間(七会)連合協定工事請負契約約款> 民間(七会)連合協定工事請負契約約款委員会(※)において制定・改正を行っているもの。
※委員長：古阪秀三立命館大学客員教授
構成団体：(一社)日本建築学会 (一社)日本建築協会 (公社)日本建築家協会 (一社)全国建設業協会 (一社)日本建設業連合会
(公社)日本建築士会連合会 (一社)日本建築士事務所協会連合会

「労務費に関する基準」の周知について①

- 改正法の施行に際し建設業団体、公共・民間発注者等に対し、改正概要や関係者が取り組むべきことを整理した改正法の施行通知を発出するとともに、「労務費に関する基準」や、これを踏まえた商慣行の定着に向けて、**専用のポータルサイトや説明会等**を通じた制度の周知を実施。

■ 「労務費に関する基準ポータルサイト」を開設



- 「基準」本文及び概要資料、改正法の施行通知、労務費の基準値、労務費の基準の運用方針 その他基準に関わるあらゆる関連資料を網羅するポータルサイトを開設。
- 開設日（12/10）からの累計閲覧数（※）約7万回（R8.2末 時点）

※トップページの表示回数を集計。閲覧数と閲覧人数は必ずしも一致しない。



■ 改正建設業法説明会の実施



開催実績

- 夏:全国10ブロックで開催（対面・オンライン併用10回）
- 冬:全国10ブロックで開催（対面10回、オンライン3回）

主な参加者

建設業団体、建設企業、民間発注者、公共発注者、設計企業 等、累計約1万2千人が聴講。

※説明会アーカイブ動画も公開中
（合計視聴回数約1万回（R8.2末 時点））



※説明会に加え、建設業団体・発注者団体等から構成されるCCUS 処遇改善協議会を開催し、周知。

「労務費に関する基準」の周知について②

■ 改正建設業法等に係る施行通知の発出

- 改正建設業法の施行にあわせ、改正法の概要、労務費に関する基準の概要、改正法の施行を踏まえ「専門工事業者」「総合工事業者」「公共発注者」「民間発注者」「発注者支援業務を担う者」それぞれにおいて取り組むべき事項、関係資料等を整理した施行通知を発出。
- ポータルサイトに掲載するとともに、建設業団体123者、国・地方公団体・特殊法人等の全ての公共発注者、民間発注者団体47者等に対して送付し、傘下の者に対する周知を依頼。

■ 新制度を周知するリーフレットの作成



○新制度の要点をまとめたリーフレットを

- ①元請建設業者と発注者との価格交渉用
- ②下請建設業者が上位注文者との価格交渉用の2種類作成し、ポータルサイトに掲載。

○このほか、経団連・日商を通じ、広く民間発注者に周知

経団連：企業・団体会員1,726者（企業会員 1,574 団体会員 152）に対して、メールでの周知

日商：全国515商工会議所に対しメールにて周知するとともに、日商HPにおいて掲載

「労務費に関する基準」に係る周知について（国土交通省）
<https://www.jcci.or.jp/news/news/2026/0226134614.html>

■ 建設業関係のインフルエンサーとタイアップした動画の公開



- 「建設インフルエンサー」の「石男くんチャンネル」とタイアップし、視聴者から事前に寄せられた質問に回答する形の動画を2本公開。
- 合計で約3万7千回視聴（3月24日時点）

※画像はYoutube 石男くんの建設チャンネルより抜粋